



# 川崎南支部だより

第517号 (平成30年11月発行)

発行者  
(公社)神奈川労務安全衛生協会  
川崎南支部  
川崎区榎町5-13小林ビル101  
電話 044-221-9082  
FAX 044-221-9083  
E-mail kawaminami@roaneikyo.or.jp  
編集 広報委員会

## 第77回 全国産業安全衛生大会 2018 in 横浜

平成30年度(第77回)全国産業安全衛生大会が10月17日(水)から19日(金)の日程で、25年ぶりに横浜市の“横浜アリーナ、パシフィコ横浜”を中心に、全国から多数の安全衛生関係者の参加のもと開催されました。

初日の総合集会では、新堀ギター・アンサンブル<NE>によるアトラクションで開会が盛り上げられました。

初めに、労働災害、豪雨、台風、地震など、たび重なる自然災害で不幸にして命をなくされた方々の冥福を祈り、参加者全員で黙祷が捧げられました。

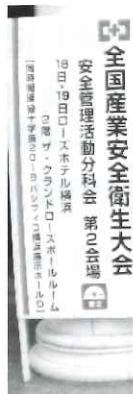
開会式では、主催者代表による開会の辞、大会式辞に続いて、厚生労働省労働基準局の安全衛生部長より、「労働衛生行政の動向」と題して講演がありました。労働災害の動向、第十三次労働災害防止計画、労安法改定、働き方改革関連法案等の説明でした。

死亡災害は3年連続で1,000名を下回りましたが前年に比べ増加し、死傷者数は第三次産業をはじめ増加傾向が続いている。

- ・死亡災害重点:建設業、製造業、林業
- ・死傷災害重点:陸上貨物運送業、社会福祉施設、小売業・飲食店
- ・重点項目:“熱中症”、“化学物質”、“メンタルヘルス”。

引き続き、「日本の未来一働き方改革、高齢化、技術革新」と題して、東京大学名誉教授である伊藤元重氏による特別講演がありました。AI、IoT(モノのインターネット)などの技術革新や高齢化の進展が、労働環境をどのように変えていくかという考察を通じて、今後どのような働き方の改革が必要となるのかとの内容でした。

2日目・3日目は、労働災害防止に関連するテーマ毎に10会場、14分科会に別れ、リス



川崎南支部の運営担当会場での集合写真

クアセメント/マネジメントシステム、安全管理活動、機械・設備等の安全等、全国の団体、企業等から230題以上の事例・研究発表、シンポジウム、パネルディスカッションが開催されました。参加者個人の希望するプログラムを多くの関係者が広聴されていました。

川崎南支部の会員事業所からは4社9事例の報告がなされました。

地元開催であり、労務安全衛生協会も分科会の運営を担当しました。大変貴重な体験をさせていただきました。

全ての関係者が心を新たにし、安全・健康・快適職場を目指して英知と力を結集し、全力で邁進する事を誓った有意義な大会でした。

(記 広報委員)



緑十字賞を受賞された花王(株)の土門さん

## 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

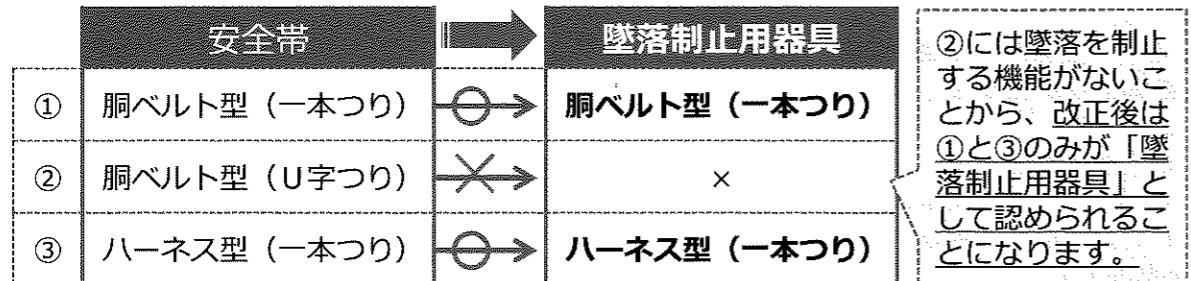
厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

### 今回の改正等のポイント

#### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

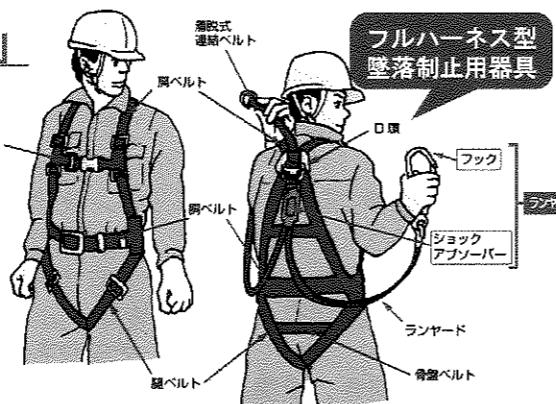


※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

#### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となります。ただし、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



#### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

### 政令等の改正について

#### 「墜落制止用器具」への名称変更 (安衛令第13条)

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

### 墜落による危険の防止 (安衛則第130条の5等)

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ①「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ②作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具の選定要件について→5ページ参照

2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

### 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正		★公布				★施行日(2月1日)											★完全施行日 (1月2日～)
省令改正		★公布				★施行日(2月1日)											
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用																	使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間																	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)
安全帯の規格改正（予定）																	★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売																	製造可能 → 製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間																	製造・販売可能 → 販売可能
特別教育規程の改正		★告示				★適用日(2月1日)											

### 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ（★）において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、次ページの表I～Vの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）を受講する必要がありますが、例外として、次ページの条件では一部の科目を省略することができます。

**【受講を省略できる条件】**

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、I、II、Vを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Iを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、IIIを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目的全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

### 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
II 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う灾害及びその防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目		
V 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

### 要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は次ページのとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

### 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

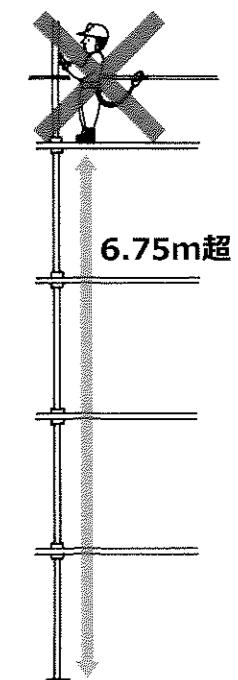
#### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

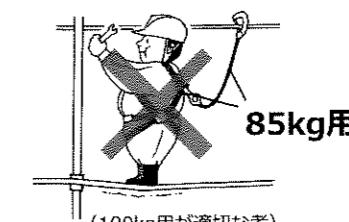
※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



6.75m超

#### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。  
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

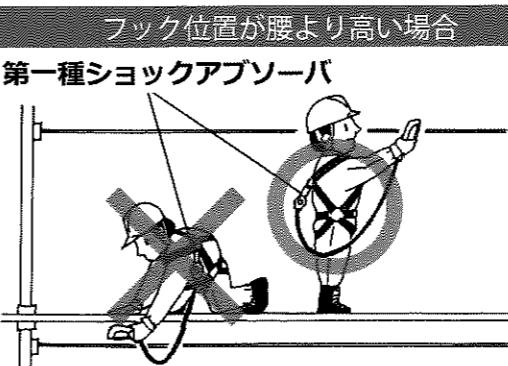


85kg用

(100kg用が適切な者)

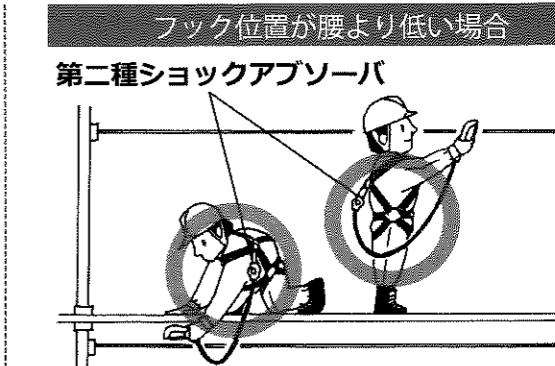
#### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)



フック位置が腰より高い場合

##### 第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

##### 第二種ショックアブソーバ

### 川崎南支部行事予定

開催日	曜日	開催時間	内 容	開催場所	募集人員
平成30年12月5・6日	水・木	09:15	職長教育	川崎市教育文化会館	80名
平成31年1月17・18日	木・金	10:00	安全管理者選任時研修	川崎市教育文化会館	80名
平成31年1月23日	水	12:45	安全祈願祭	稻毛神社	役員
"	水	13:30	経営者セミナー	川崎日航ホテル	100名
"	水	17:15	新年賀詞交換会	川崎日航ホテル	100名

## 非定常作業災害防止 対策研修会 (高所作業でのハーネスの着装)

10月23日(火)川崎市教育文化会館において「非定常作業災害防止対策研修会」を開催し、24社78名の方が受講されました。この研修会は、秋の定期修理や大規模工事を迎える時期に入る前に、各種工事に起因する災害を防止する目的で、防爆部会が毎年開催しています。研修内容は防爆部会員が手作り資料を用いて講師を務め、内容は事故事例と対策を取り入れた身近なものになっています。

研修会の内容は毎年変えていますが、今回は高所作業におけるフルハーネスの着装をメインのテーマとして開催しました。これは今年の6月に労働安全衛生法の政省令が改正され、従来の安全帯が「墜落制止用器具」に改められ、フルハーネス型を使用することになったためです。この改正政省令は約3年間の経過措置(猶予期間)があるものの来年2月1日から施行されますので、ハーネスを見たことも無い、これから何をどのように検討すれば良いかとの問合せに応えるために企画しました。

実際に、監督署、支部への問合せも多く、また政省令改正に関する実務的な対応方法については会員の皆様が把握している情報も混乱していました。そこでフルハーネスを既に10年近く導入している事業所、フルハーネスの製造販売業者、そして監督署と何回も打合せを行い、研修会の開催時点での最新かつ確度の高い情報を提供しました。

研修会では始めに部会幹事が「高所作業での墜落・転落事故事例」と題して、事故事例の情報源として種々のデータベースを紹介し、典型的な事例ごとに事故状況、原因、対策を簡潔に説明し、最後に足場作業の留意事項として最新の安衛則、ガイドライン等について紹介しました。次に高所作業でハーネスを導入して10年以上となる事業所の部会幹事が「ハーネス導入時の留意点」と題して、厚労省のガイドラインに基づき導入する際の考慮すべきポイント、より安全に使用するためのノウハウを経験に照らして説明されました。そしてハーネスの供給業者であるミドリ安全(株)殿から、「ハーネスの構造と使用上の注意点～助けるなら無傷で～」と題して、実物を使用してのハーネスの構造と、万が一落下した時の

対処方等、実際の使用上の注意点が説明されました。最後に「墜落制止用器具の使用ガイドラインについて」と題して川崎南労働基準監督署から改正された政省令の内容について説明がありました。防爆部会が開催する研修会は、部会の幹事が全員コンビナート事業所の従業員であることもあり、従来の研修会ではコンビナート事業所の若手が勉強のために参加する傾向がありましたが、ハーネスの着装はその影響が大きいためか、今回の参加者の業種は広範囲にわたり、かつ職場のベテラン層が多かったことが特徴として挙げられます。

今回の政省令の改正について概要は分かるものの、個別の解釈が難しいこともあります。この点に焦点を当てた内容で、開催のタイミングを含め今回の研修は受講者にとって参考になったであろうと思います。

最後になりますが、ハーネスの購入、特別教育の受講には時間がかかると予想されますので、早めのアクションをお薦めします。(防爆部会)



フルハーネスを着装しての説明

## ご安全に! 安全部会です

安全部会は6事業所、個性豊かな6名の幹事で部会活動を推進しています。

当部会の活動は、「KYトレーナー養成講習会」を年2回、「安全配慮義務講習会」又は「リスクアセスメント研修会」を年1回開催し、講習会を中心にして会員各社の安全衛生意識の向上と作業の安全化に向け必要な事項を習得する研修会を開催しています。

### 「KYトレーナー養成講習会」

参加者全員が研修会の主役になり、自職場で活用できることを基本に実施しています。

出来るだけ多くの方々に参加いただけるよう6月22日と8月24日の2回開催いたしました。6月22日は73名、8月24日は63名が受講されました。業種の違った人たちが同グループになり課題研修に真剣で活気のあるグループ討議・研修発表

を一日で行い、受講者の皆さんには厳しい研修になったと思います。この成果を職場に持ち帰り、必ずや職場の安全活動に活用していただけるものと確信しています。

講習会終了時に受講者には『修了証』を発行し、職場でトレーナーとして教育できる証としています。

### 「リスクアセスメント研修会」

昨年度は「安全配慮義務講習会」を本年2月に開催いたしましたが。

今年度は来年2月に「リスクアセスメント研修会」を開催する予定です。リスクアセスメントの実施は行政からも強く指導されており、リスクを網羅的に抽出し、優先度を付けて対策を実施することで安全管理の質の向上が図られます。この研修会では、専門家の先生による講義及び実際の演習を通して、皆さんにリスクアセスメントの重要性と重さを学んでいただき、職場の安全管理の一



助にしていただけるような研修会にしたいと考えております。

また、研修会終了時に受講者の皆さんにアンケートのご協力をいただき、皆様のご意見を反映して研修企画・研修内容の見直し等の参考にさせていただき、安全部会活動のさらなる講習内容のレベルアップを検討してまいります。

今年は昨年に比べ労働災害の発生件数が増加傾向になっておりますが、川崎南支部内からこれ以上の労働災害を絶対に出さないと言う強い意概をもって「安全部会」一同総力をあげて災害防止活動に邁進して参ります。皆様のご支援とご協力を宜しくお願い致します。 ご安全に!